

改正後	現 行
<u>ること。</u> <u>イ 盲ろう者向け通訳・介助員は、「身体介護を伴う場合」又は「身体介護を伴わない場合」の支給決定を受けた者に対しても同行援護を提供できること。同行援護従業者養成研修（一般課程）を修了していない盲ろう者向け通訳・介助員が提供した場合の報酬は、いずれの者に対する場合であっても、所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定する。</u> ⑮ その他 （略） ⑯ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについて 報酬告示第 3 の 5 及び 6 の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2 の (1) の⑳の規定を準用する。 (4) 行動援護サービス費 ① （略） ② サービス内容について （略）	⑬ その他 2 の(1)の①及び②、③の(二)及び(三)の規定は、同行援護サービス費について準用する。 ⑭ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い 報酬告示第 3 の 5 及び 6 の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2 の (1) の㉑の規定を準用する。 (4) 行動援護サービス費 ① 行動援護の対象者について 区分 3 以上に該当する者であって、第 543 号告示の別表第二に掲げる行動関連項目の合計点数が 10 点以上（障害児にあっては、これに相当する支援の度合）である者 ② サービス内容 行動援護は、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難がある者に対して、次のようなサービスを行うものである。

改 正 後	現 行
	事前に利用者の行動特徴、日常的な生活パターン、感覚の過敏性等について情報収集し、援護に必要なコミュニケーションツールを用意するなど準備し、それらを活用して適切に支援を行うための支援計画シート等を作成するとともに、支援内容を記録用紙に記録する必要がある。 (一) 予防的対応 ア 行動の予定が分からない等のため、不安定になったり、不安を紛らわすために不適切な行動が出ないように、あらかじめ日常生活の行動の順番や、外出する場合の目的地、道順、目的地での行動などを、言葉以外のコミュニケーション手段も用いて説明し、落ち着いた行動がとれるように理解させること イ 視覚、聴覚等に与える影響が行動障害の引き金となる場合に、本人の視界に入らないよう工夫するなど、どんな条件のときに行動障害が起こるかを熟知したうえで環境調整を行う等の予防的対応等を行うことなど (二) 制御的対応 ア 何らかの原因で本人が行動障害を起こしてしまった時に本人や周囲の人の安全を確保しつつ行動障害を適切におさめること イ 危険であることを認識できないために突然飛び出してしまふといった不適切な行動、自分を傷つける行為を適切におさめること ウ 本人の意思や思い込みにより、突然動かなくなったり、特

改 正 後	現 行
③ 単価適用の留意点 (略) ④ 所定単位数等の取扱いについて 行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に1年以上の従事経験を有する者が行動援護を行う場合に所定単位数を算定する。ただし、初任者研修課程修了者等であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に2年以上の従事経験を有する者にあつては、平成 33 年 3 月 31 日までの間は、当該基準に適合するものとみなす。 ⑤ 支援計画シート等の作成に係る業務が適切に行われていない場	定のものに強いこだわりを示すなど極端な行動を引き起こす際の対応 (三) 身体介護的対応 ア 便意の認識ができない者の介助や排便後の後始末等の対応 イ 食事を摂る場合の食事介助 ウ 入浴及び衣服の着脱介助など ③ 単価適用の留意点 行動援護で提供されるサービスは、その性格上、一般的に半日の範囲内にとどまると想定されるが、8時間以上実施されるような場合にあつては、「7時間30分以上の場合」の単位を適用する。 また、行動援護は、主として日中に行われるサービスであることから、早朝・夜間・深夜の加算は算定されないで留意されたい。 ④ 所定単位数等の取扱いについて 行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に1年以上の従事経験を有する者が行動援護を行う場合に所定単位数を算定する。ただし、初任者研修課程修了者等であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に2年以上の従事経験を有する者にあつては、平成 30 年 3 月 31 日までの間は、当該基準に適合するものとみなす。 ⑤ 支援計画シート等の作成に係る業務が適切に行われていない場

改正後	現行
合の所定単位数の算定について（支援計画シート等未作成減算） (一) 算定される単位数 所定単位数の 100 分の 95 とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の 100 分の 95 となるものでないことに留意すること。 (二) (略) (三) (略) ⑥ 2 人の行動援護従業者による行動援護の取扱い等について 2 の (1) の⑬の (一) の規定を準用する。	合の所定単位数の算定について（支援計画シート等未作成減算） (一) 算定される単位数 所定単位数の 100 分の 95 とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の 100 分の 95 となるものでないことに留意すること。 <u>ただし、平成 30 年 3 月 31 日までの間は支援計画シート等が作成されていない場合であっても所定単位数を算定できるものであること。</u> (二) 支援計画シート等未作成減算については、行動障害を有する者への支援について、関係者間で必要な情報を共有し、一貫性のある支援を行うために、支援計画シート等を作成することが重要であることに鑑み、支援計画シート等の作成が適切に行われていない場合に、報酬告示の規定に基づき、介護給付費を減算することとしているものである。 (三) 支援計画シート等未作成減算の具体的取扱い 具体的には、次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する利用者につき減算するものであること。 ア サービス提供責任者等による指揮の下、支援計画シート等が作成されていないこと。 イ 支援計画シート等の作成に係る一連の業務が適切に行われていないこと。 ⑥ 2 人の行動援護従業者による行動援護の取扱い等 2 の (1) の⑪の (一) の規定を準用する。

改正後	現 行
⑦ 特定事業所加算の取扱いについて 報酬告示第４の注６の特定事業所加算については、２の（１）の⑮の規定を準用する。 ⑧ 特別地域加算の取扱いについて 報酬告示第４の注７の特別地域加算については、２の（１）の⑯の規定を準用する。 ⑨ 緊急時対応加算の取扱いについて 報酬告示第４の注８の緊急時対応加算については、２の（１）の⑰の規定を準用する。 ⑩ 初回加算の取扱いについて 報酬告示第４の２の初回加算については、２の（１）の⑱の規定を準用する。 ⑪ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第４の３の利用者負担上限額管理加算については、２の（１）の㉑の規定を準用する。 ⑫ （略） ⑬ （略）	⑦ 特定事業所加算の取扱い 報酬告示第４の注６の特定事業所加算については、２の（１）の⑬の規定を準用する。 ⑧ 特別地域加算の取扱い 報酬告示第４の注７の特別地域加算については、２の（１）の⑭の規定を準用する。 ⑨ 緊急時対応加算の取扱い 報酬告示第４の注８の緊急時対応加算については、２の（１）の⑮の規定を準用する。 ⑩ 初回加算の取扱い 報酬告示第４の２の初回加算については、２の（１）の⑯の規定を準用する。 ⑪ 利用者負担上限額管理加算の取扱い 報酬告示第４の３の利用者負担上限額管理加算については、２の（１）の⑰の規定を準用する。 ⑫ その他 （一） 行動援護は、１日１回しか算定できないものである。 （二） ２の（１）の①及び②、③の（二）及び（三）（ただし書を除く。）の規定は、行動援護サービス費について準用する。 ⑬ 行動障害支援指導連携加算の取扱いについて （一） 利用者の引継ぎを行う場合にあっては、「重訪対象拡大通知」を参照し行うこと。 （二） 行動障害支援指導連携加算については、指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が作成者から、重度訪問介護計画

改 正 後	現 行
⑭ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについて 報酬告示第4の5及び6の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の⑭の規定を準用する。 (5) 療養介護サービス費 ① (略)	を作成する上での指導及び助言を受けるための行動援護利用者宅までの費用の支払いを評価しているものであることから、作成者と指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が同一人の場合は、加算は算定できないものであること。 なお、同一事業者であっても、作成者と指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が同一人でない場合は、加算は算定できるものであること。 (三) 指定行動援護事業所等から指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者への支払いは、個々の契約に基づくものとする。 ⑭ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い 報酬告示第4の5及び6の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の⑭の規定を準用する。 (5) 療養介護サービス費 ① 療養介護の対象者について 療養介護については、次の(一)から(三)までのいずれかに該当する者が対象となるものであること。 (一) 重症心身障害者又は進行性筋萎縮症患者である場合 区分5以上 (二) 気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている場合 区分6以上